平成２８年（フ）第１０４号
岩手県北上市下江釣子11地割15番地　市営野中住宅２－102号
債務者　内舘　恵子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第５６号
青森県五所川原市金木町芦野200番地301　サンライフかなぎ
債務者　中村　幸雄
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
青森県五所川原市大字湊字千鳥97番地25
債務者　小野　咲子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
青森県五所川原市字下平井町201番地２
債務者　外崎　　守
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
新潟県燕市八王寺1742番地２
債務者　本田　博幸
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第６７号
新潟県燕市八王寺1742番地２
債務者　本田　ヨキ
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２２１号
青森市桜川４丁目２番１号
債務者　境　　和也
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３４号
千葉県柏市豊四季814番地31　奥富マンション２－401号
債務者　長谷川雄一
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５７号
千葉県松戸市栗山32番地の１　ドミトリーサンタフェ310号
債務者　館山　陽介
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６７６号
千葉県我孫子市南新木１丁目31番地の３（Ｂ－102号）　ロイヤルガーデンサウス
債務者　寺田　暢尚
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９０号
千葉県松戸市竹ケ花220番地の10
債務者　後藤　由香
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７０２号
千葉県流山市江戸川台東４丁目41番地の１メゾンカーミヤ202
債務者　和田　貴征（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７１４号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目16番37号
債務者　徳田　敏幸
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７１５号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目16番37号
債務者　徳田　晴美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２９号
埼玉県熊谷市桜町２丁目９番43号　シャトーいづみ107号
債務者　中野　将利
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３３６号
埼玉県東松山市松本町２丁目１番７号　ドルチェコート203、旧住所埼玉県東松山市六反町10番地５
債務者　井口　光江
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３４４号
埼玉県本庄市下野堂３丁目21番６号
債務者　米山　　隆
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部